

「印鑑レス口座取引規定」改定新旧対照表

改定前	改定後
<p>1. (適用範囲)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、キャッシュカード規定、印鑑レス取引規定、《GBダイレクト》インターネットバンキング取引規定、ぐんぎんアプリ利用規定等その他諸規定（以下「諸規定」と総称します。）に従って取扱います。</p> <p>なお、本規定と諸規定とが相違する場合は、本規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>1. (適用範囲)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、<u>期日指定定期預金規定（自由金利型）</u>、<u>自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）</u>、<u>自由金利型定期預金規定（大口定期）</u>、<u>エンドレス型自動積立定期預金規定（個人専用）</u>、キャッシュカード規定、印鑑レス取引規定、《GBダイレクト》インターネットバンキング取引規定、ぐんぎんアプリ利用規定等その他諸規定（以下「諸規定」と総称します。）に従って取扱います。</p> <p>なお、本規定と諸規定とが相違する場合は、本規定が優先して適用されるものとします。</p>
<p>2. (印鑑レス口座)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 印鑑レス口座とできるのは、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）口座、<u>総合口座取引の定期預金口座</u>です。</p>	<p>2. (印鑑レス口座)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 印鑑レス口座とできるのは、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）口座、<u>定期預金（総合口座取引の定期預金を含みます。以下同じです。）</u>口座、<u>自動積立定期預金口座</u>です。</p>
<p>3. (利用条件)</p> <p>(1) 印鑑レス口座は、当行の店頭に設置したタブレットを使用し<u>た</u>普通預金口座を新規に開設する際に、当該口座を印鑑レス口座とすることで開設することができます。既にお持ちの預金口座を印鑑レス口座に変更することはできません。</p> <p>(2) 印鑑レス口座の開設を申し込む場合、同時にぐんぎんIDの登録を申し込むものとします。また、開設する口座がICキャッシュカードの発行が可能な口座である場合にはICキャッシュカードの発行を申し込むものとします。</p> <p>(3) 印鑑レス口座を保有している間においては、キャッシュカードを解約してはならないものとします。</p> <p>(4) <u>印鑑レス</u>口座の開設を申し込む場合、移動体通信事業者等が提供するショートメッセージサービスが利用可能な携帯電話番号を当行に届け出るものとします。</p>	<p>3. (利用条件)</p> <p>(1) 印鑑レス口座は、当行の店頭に設置したタブレットを使用し<u>て</u>普通預金口座、<u>定期預金口座</u>、<u>自動積立定期預金口座</u>を新規に開設する際に、当該口座を印鑑レス口座とすることで開設することができます。既にお持ちの預金口座を印鑑レス口座に変更することはできません。</p> <p>(2) 印鑑レス口座の開設を申し込む場合、<u>あらかじめまたは</u>同時にぐんぎんIDの登録を申し込むものとします。また、開設する<u>普通預金</u>口座がICキャッシュカードの発行が可能な口座である場合にはICキャッシュカードの発行を申し込むものとします。</p> <p>(3) 印鑑レス口座を保有している間においては、キャッシュカードを解約してはならないものとします。</p> <p>(4) <u>普通預金</u>口座の開設を申し込む場合、移動体通信事業者等が提供するショートメッセージサービスが利用可能な携帯電話番号を当行に届け出るものとします。</p> <p><u>(5) 定期預金口座または自動積立定期預金口座の開設を申し込む場合、キャッシュカードが発行されている普通預金口座または貯蓄預金口座をお持ちいただいている必要があります。なお、当該普通預金口座または貯蓄預金口座は印鑑レス口座でなくても構いません。</u></p>